

事業の種類と内容

	作業道等整備事業	特用林産物造成事業
事業の内容	特用林産物の経営を目的とした、作業道の開設及び改良、並びにモノレール、索道等の機械器具の設置	特用林産物の清算環境整備、栽培地造成、特用林産物の新植、改良及び補植等
補助対象となる経費	作業道の開設、改良 モノレール、索道等の機械器具の設置	(1) 生産環境整備(竹材粉碎機、防獣設備、小型運搬車等) (2) 栽培地造成(整備費、耕うん費、土壌改良費等) (3) 新植(地ごしらえ費、苗木費、植付費、施肥費等) (4) 改良(不良木材の伐採整理費、苗木費、施肥費等) (5) 補植(苗木費、植付費、施肥費等)
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 施行地が概ね 0.05ha 以上 ・ 作業道延長が概ね 50m以上 ・ 作業道幅員は 3m以下 	
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林業者の組織する団体(受益戸数 3 戸以上) ・ 森林組合、生産森林組合、農業協同組合 	
補助率	事業に要する経費の 4/10 以内	事業に要する経費の 3/10 以内

※このほかの詳細については、八女市役所 林業振興課までお問い合わせください。